

第17期 報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

サクサ ホールディングス株式会社

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、米中貿易摩擦の長期化を始めとした地政学的なリスクはあるものの内需は底堅く推移し、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、国内外経済とも先行きは全く不透明な状況となっております。

このような経済環境の中で、当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を基本方針とし、基本方針実現に向け「事業構造の再構築」および「経営基盤の強化」の諸施策に継続して取り組みました。

当連結会計年度の売上高は、393億円（前年同期比1億5千2百万円減少）となりました。これは、集中事業の拡大として取組んだネットワーク機器および映像機器の他に、システムインテグレーション事業の受注が増加しましたが、アミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品の受注が市場の低迷により減少したことによるものです。

利益面では、事業の効率化の取組み等で経常利益が22億69百万円（前年同期比4億円増加）となり、特別損失として固定資産の減損損失を10億9千万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、9億7千4百万円（前年同期比5千2百万円減少）となりました。

なお、当連結会計年度を最終年度とした中期経営計画では、目標とする経営指標として売上高460億円、経常利益20億円、ROE5.0%以上を掲げてまいりましたが、上記のとおり売上高については、アミューズメント市場の低迷や新規事業の事業化の未達成により目標を下回りました。また、経常利益については、事業の効率化や経営基盤の強化の諸施策の実施により目標を上回り、ROEについては4.4%と目標を下回る結果となりました。

分野別の営業の概況は以下のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、251億2千1百万円（前年同期比5.2%増加）となりました。これは、OEMを含むキーテレホンシステムの受注減少はありましたが、期首から提供を開始したOEMオフィスゲートウェイを始めIPネットワーク製品・サービスのラインアップ強化策の取組みによりネットワーク機器の売上が増加したこと、加えて、特定分野に注力したシステムインテグレーション事業および車両ナンバー認識システムなどの映像システムの売上がそれぞれ増加したことなどによるものです。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、141億7千8百万円（前年同期比8.9%減少）となりました。これは、消費税法等の改正や法規制の見直しに伴うアミューズメント市場向けの製品および加工受託している部品の受注が市場の低迷により減少したことによるものです。

(2) 対処すべき課題

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「成長事業の成果創出と変革」を基本方針に、成長事業のさらなる成長の加速と新規事業の創出に向けた変革を推進し、事業規模と事業領域の拡大を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

そして、基本方針実現のため、次の4つの課題に取り組んでまいります。

なお、2020年度から2022年度の3か年を計画期間とした中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行による感染拡大の規模や収束時期についての見通しがたっていないため、現時点での計画に与える影響を予測することは困難であることから、合理的な計画の開示が可能となった時点ですみやかに公表いたします。

① 成長事業への取組み

「働き方の多様化」が急速に進んでいる中で、オフィス業務のデジタル化およびリモートワークなど投資需要の高まりから、今後も市場規模の拡大が見込めるネットワーク事業・映像事業を成長事業と位置づけ、経営資源を集中的に配分し、既存事業の販売チャネルも有効活用することで事業を拡大してまいります。

また、マーケティングに重点を置き、顧客ニーズを強く意識したうえで、市場からの気付きと顧客を創造することにより、さらに競争優位性の高い商品およびサービスを提供してまいります。

② 新規事業の創出

これまで取組んでまいりました「ヘルスケア」については、ストレス状態の見える化を企業向けサービス提供に向けて一歩進めるとともに、さらに、社会の変化を機敏に捉え、市場調査・分析などのマーケティング活動を強化・推進、明確なターゲティングを行い、新規事業創出に向けた投資を促進してまいります。

また、外部組織（他社、大学等）との協働を深めることで、新市場開拓の推進ならびに新技術の獲得および実用化に向けて取組んでまいります。

③ 既存事業の効率化

顧客からのリプレイス需要の機会を逃さず、顧客ニーズに確実に応えることで顧客満足度の向上と顧客との協力関係をさらに強化するとともに、開発業務と営業業務の効率性向上による収益率の維持を図り、既存事業の効率化を図ります。

④ 経営基盤の強化

ア．事業推進体制の最適化

成長事業の拡大と新規事業の創出に向け、経営資源の配分の見直し、さらには、PDCAをスピーディに実行するための企画機能の一元化、スピーディな商品開発および商品投入の実現等の組織機能の最適化を図ってまいります。

イ．人材の育成

成長事業の拡大のために、自ら学びチャレンジする精神（風土改革）をもった人材や現場の変化対応力の向上を主眼とした人材を育成し、顧客起点での商品・サービスの開発に向けて意識改革してまいります。

ウ. 財務体質の強化

成長事業の成果創出と変革に向け、投資効率の向上に取組み、資本効率性を高めてまいります。また、サプライチェーンマネジメントの強化により棚卸資産の圧縮等に取り組む、キャッシュフローの改善を図ってまいります。

エ. 透明性の高いガバナンス体制の構築

資本市場からの信認に基づく機動性の高い経営を目指して、社内外のステークホルダーへ経営トップからの継続的なメッセージの発信や積極的な情報開示に努めてまいります。

当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3億2千4百万円であり、新商品の開発用機器および生産用金型等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社の子会社等における長期借入金の約定弁済資金として、当社が長期借入により資金を調達いたしました。

また、短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 14 期	2017年度 第 15 期	2018年度 第 16 期	2019年度 第 17 期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	39,827	37,351	39,452	39,300
経 常 利 益 (百万円)	1,286	902	1,869	2,269
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	684	576	1,027	974
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	116.57	98.64	175.86	166.82
総 資 産 (百万円)	40,890	39,568	39,321	37,675
純 資 産 (百万円)	21,239	22,118	22,610	22,519
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	3,609.28	3,759.23	3,843.91	3,821.94

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、親会社株主に帰属する当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、純資産の金額（非支配株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。
4. 2017年10月1日を効力発生日として当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2016年度（第14期）の期首に当該併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。
5. 2018年度（第16期）より『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）の適用による表示方法の変更を行いましたため、「総資産」は当該変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
6. 「(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、過年度における不適切な会計処理および誤謬が判明し、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、第14期から第16期までの財産および損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2020年3月31日現在）

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サ ク サ 株 式 会 社	10,700百万円	100%	情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
サ ク サ テ ク ノ 株 式 会 社	400百万円	100%	通信機器・情報機器の製造および販売ならびにこれらに付帯する業務

- (注) 1. 当社の出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社2社を含む8社、持分法適用会社は3社であります。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	サクサ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区白金一丁目17番3号 N B F プラチナタワー
当社および当社の完全子会社等における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	19,796百万円
当社の総資産額	24,094百万円

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社 東京都港区
- ② 子 会 社 サクサ株式会社
本 社 東京都港区
相 模 原 オ フ ィ ス 神奈川県相模原市
米 沢 事 業 場 山形県米沢市
栃 木 事 業 場 栃木県那須塩原市
支 社 4 拠点
営 業 所 6 拠点
- ③ 子 会 社 サクサテクノ株式会社
本 社 ・ 工 場 山形県米沢市

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
合 計	1,139名	8名増

（注）従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員92名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,183百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	660百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	368百万円

(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社連結子会社であるサクサシステムアメージング株式会社において、同社の不適切な会計処理に関わる疑義が判明いたしました。本件は、当社の連結財務諸表においても重要な虚偽の表示がなされる可能性のある疑義となり、2020年6月24日付で外部の専門家および社外監査役から構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

その後、特別調査委員会の調査が進められておりましたが、調査の実施過程で、関係者ヒアリングやデジタル・フォレンジック、社内アンケート調査等を通じて、新たに複数の事象にかかる疑義が発覚いたしました。これを受けて、特別調査委員会は、当初の調査範囲に加えて、新たに発覚した事象に関する事実関係の調査、類似取引の有無の調査等の事実関係を解明すべく、調査対象を強化し、その全容解明に向けて取組んでまいりました。

特別調査委員会による調査報告書によると、当該疑念以外に経理部門による不適切な決算調整、売上のスルー取引、超過開発受託費用の販売目的ソフトウェアへの振替、長期滞留品の減損、中国における贈賄の疑義、売上前倒し計上の疑義、保守サービス契約の収益認識、子会社における不適切な会計処理等を含む多種多様の不適切な会計処理を行っていたことが判明いたしました。また、調査の過程において、ソフトウェア開発における会計処理等の誤謬が判明いたしました。

特別調査委員会により認定された不適切な会計処理は、長年にわたり当社の経営陣が経営数値を過剰に意識し、その過剰な意識に基づいて行われた不適切な言動の蓄積により、経営数値は作り出すもの・作り出されるものというような誤った考えが醸成され、企画部門および経理部門の役職員に伝播することにより、信頼性のある財務報告を実現するための統制環境の構築が軽視され、広範囲にわたる全社的な内部統制の不備を引き起こした結果、生じたものと認識しております。

当企業グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言に従った再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,244,962株
(3) 株 主 数	5,404名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
沖 電 気 工 業 株 式 会 社	814千株	13.9%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	237千株	4.0%
株 式 会 社 グ ロ ー セ ル	236千株	4.0%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	233千株	4.0%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	176千株	3.0%
水 元 公 仁	169千株	2.8%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	168千株	2.8%
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	139千株	2.3%
サ ク サ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	101千株	1.7%
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	97千株	1.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式404,312株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式605,980株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式177,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
松 尾 直 樹	代 表 取 締 役 社 長	—
磯 野 文 久	代 表 取 締 役 副 社 長 経 営 戦 略 担 当	サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
大 坂 貢	常 務 取 締 役 事 業・生 産 戦 略 担 当	サクサ株式会社取締役兼副社長執行役員
中 村 耕 児	取 締 役 技 術 戦 略 担 当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 サクサビジネスシステム株式会社代表取締役社長
井 上 洋 一	取 締 役 総務人事・経理財務・情報戦略、 C S R ・ 監 査 担 当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
曾我部 敦	取 締 役 I C T サービス戦略担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
丸 井 武 士	取 締 役 パ ー ト ナ ー 戦 略 担 当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
山 本 秀 男	取 締 役 (社 外 取 締 役)	中央大学大学院戦略経営研究科教授
片 桐 勇一郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	沖電気工業株式会社執行役員兼情報通信事業本部副本部長 兼 I O T アプリケーション推進部長
竹 内 佐和子	取 締 役 (社 外 取 締 役)	株式会社堀場製作所社外取締役 山形大学客員教授 東京音楽大学リベラルアーツ学科客員教授
江 藤 進	常 勤 監 査 役	サクサ株式会社監査役
梅 津 光 男	監 査 役	サクサ株式会社常勤監査役
飯 森 賢 二	監 査 役 (社 外 監 査 役)	飯森公認会計士事務所 公認会計士
清 水 建 成	監 査 役 (社 外 監 査 役)	神谷町法律事務所 弁護士

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ① 2019年6月27日開催の第16回定時株主総会において、新たに片桐勇一郎および竹内佐和子の両氏が取締役に選任され就任いたしました。
- ② 2019年6月27日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、布施雅嗣および小口喜美夫の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役竹内佐和子氏は、2020年3月31日付で重要な兼職先の山形大学客員教授を退任いたしました。
3. 監査役飯森賢二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役山本秀男および竹内佐和子ならびに監査役飯森賢二および清水建成の4氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 沖電気工業株式会社は「2. (4) 大株主」(9頁)に記載の当社の大株主であります。
6. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

<ご参考>

1. 取締役の地位および担当の異動

- ① 取締役丸井武士氏は、2020年8月31日付で当社の代表取締役社長に就任いたしました。
- ② 取締役松尾直樹、磯野文久、大坂貢、中村耕児、井上洋一および曾我部敦の6氏は、2020年10月7日付で取締役を辞任いたしました。

2. 取締役の兼職先での異動 (2020年4月1日付)

取締役 片桐勇一郎 沖電気工業株式会社上席執行役員ソリューションシステム事業本部
副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区 分	支給人数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	12名	145百万円	うち社外5名14百万円
監 査 役	4名	24百万円	うち社外2名6百万円
合 計	16名	169百万円	

(注) 役員報酬限度額は、2006年6月29日開催の第3回定時株主総会において次のとおり決議いただいております。

取締役 年額408百万円以内（使用人給与を除く）

監査役 年額 72百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

<社外取締役>

氏 名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
山 本 秀 男	取締役会（14回中14回出席）	通信業界における豊富な経験と、経営戦略に関する専門家としての幅広い見識から、議事の内容について検討し、発言いたしました。
片 桐 勇一郎	取締役会（10回中9回出席）	企業経営に携わっている立場から、議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。
竹 内 佐和子	取締役会（10回中9回出席）	豊富な国際経験と幅広い見識から、議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。

<社外監査役>

氏 名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
飯 森 賢 二	取締役会（14回中14回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会（19回中19回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
清 水 建 成	取締役会（14回中14回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会（19回中19回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。

(注) 当社不祥事等に関する対応の概要

2020年6月に、当社は、当社連結子会社サクサシステムアメーシング株式会社において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したことを公表いたしました。取締役山本秀男、片桐勇一郎および竹内佐和子ならびに監査役飯森賢二および清水建成の5氏は本件に関する事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。

上記5氏は、本件に関する報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。また、本件に関する事実の判明後は、速やかな事実関係および原因の究明を求めるとともに、社外監査役については特別調査委員会の委員として調査にあたる等、その職務を適切に果たしております。

② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

6. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

- (注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、1株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,009	流動負債	9,858
現金及び預金	7,659	支払手形及び買掛金	5,145
受取手形及び売掛金	10,873	短期借入金	1,281
商品及び製品	1,300	未払金	747
仕掛品	593	未払費用	351
原材料及び貯蔵品	2,162	未払法人税等	347
そ の 他	425	未払消費税等	574
貸倒引当金	△5	未払保証引当金	147
		受注引当金	1
		賞与引当金	903
		役所引当金	29
		その他	327
固定資産	14,665	固定負債	5,298
有形固定資産	8,088	長期借入金	1,612
建物及び構築物	966	繰延税金負債	87
機械装置及び運搬	233	退職給付に係る負債	2,862
工具器具備	294	退職引当金	65
土工	6,568	その他	670
リース資産	5		
その他	20	負債合計	15,156
無形固定資産	1,552		
ソフトウェア	1,513	(純資産の部)	
その他	39	株主資本	22,258
投資その他の資産	5,024	資本金	10,836
投資有価証券	3,637	資本剰余金	6,022
長期延税	104	利益剰余金	6,649
繰延税金	896	株主	△1,250
その他	500		
貸倒引当金	△113	その他の包括利益累計額	62
		その他有価証券評価差額金	263
		為替換算調整勘定	△20
		退職給付に係る調整累計額	△180
		非支配株主持分	199
資産合計	37,675	純資産合計	22,519
		負債純資産合計	37,675

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目									金 額	
									百万円	百万円
売上 販売 営 営	上 原 高価								102 12 44 36	39,300 27,768 11,531 9,259 2,271
	売 上 費 及 び 総 一 般 利 管 理 益 費									
業 外 収 配 当 金 益 金 他									196	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									198	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									2,269	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									208	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									1,159	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									1,318	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									1,021	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用									974	
業 外 費 用										
業 外 費 用										
業 外 費 用										

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 10,836	百万円 6,023	百万円 7,279	百万円 △1,247	百万円 22,891
誤謬の訂正による累積的影響額		△0	△1,312		△1,312
遡及処理を反映した当期首残高	10,836	6,022	5,967	△1,247	21,578
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△292		△292
親会社株主に帰属する当期純利益			974		974
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計			682	△2	679
当 期 末 残 高	10,836	6,022	6,649	△1,250	22,258

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 481	百万円 △21	百万円 413	百万円 874	百万円 196	百万円 23,961
誤謬の訂正による累積的影響額					△38	△1,351
遡及処理を反映した当期首残高	481	△21	413	874	157	22,610
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△292
親会社株主に帰属する当期純利益						974
自 己 株 式 の 取 得						△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△218	0	△594	△812	41	△770
当 期 変 動 額 合 計	△218	0	△594	△812	41	△90
当 期 末 残 高	263	△20	△180	62	199	22,519

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,091	流 動 負 債	2,008
現金及び預金	2,960	短期借入金	1,188
受取手形	427	未払金	44
関係会社短期貸付金	518	未払費用	7
未収入金	94	未払消費税等	8
未収還付法人税等	78	賞与引当金	31
その他の	12	関係会社預り金	720
		その他	9
固 定 資 産	20,003	固 定 負 債	1,480
無形固定資産	0	長期借入金	1,480
ソフトウェア	0		
投資その他の資産	20,002	負 債 合 計	3,488
関係会社株式	19,893		
関係会社長期貸付金	108	(純資産の部)	
長期前払費用	0	株 主 資 本	20,605
		資 本 金	10,836
		資 本 剰 余 金	9,254
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	6,254
		利 益 剰 余 金	1,765
		その他利益剰余金	1,765
		繰越利益剰余金	1,765
		自 己 株 式	△1,250
		純 資 産 合 計	20,605
資 産 合 計	24,094	負 債 純 資 産 合 計	24,094

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
営 業 収 益			
関 係 会 社 受 取 配 当 金	491		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	695		
関 係 会 社 商 標 使 用 許 諾 料	195		1,381
営 業 費 用			
一 般 管 理 費			848
営 業 利 益			532
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	10		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	125		
そ の 他	6		142
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	36		
そ の 他	16		52
経 常 利 益			623
税 引 前 当 期 純 利 益			623
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8		
法 人 税 等 調 整 額	21		30
当 期 純 利 益			592

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

区 分 \ 科 目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 10,836	百万円 3,000	百万円 6,254	百万円 9,254
誤謬の訂正による累積的影響額				
遡及処理を反映した当期首残高	10,836	3,000	6,254	9,254
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計				
当 期 末 残 高	10,836	3,000	6,254	9,254

区 分 \ 科 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	百万円 1,735	百万円 △1,247	百万円 20,578	百万円 20,578
誤謬の訂正による累積的影響額	△270		△270	△270
遡及処理を反映した当期首残高	1,464	△1,247	20,307	20,307
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△292		△292	△292
当 期 純 利 益	592		592	592
自 己 株 式 の 取 得		△2	△2	△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	300	△2	298	298
当 期 末 残 高	1,765	△1,250	20,605	20,605

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

サクサホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 ㊞
業務執行社員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、連結計算書類に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度末の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、前連結会計年度末の一部の連結子会社の棚卸資産（2019年3月31日現在 500百万円）については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は当連結会計年度の売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

サクサホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、事業報告に記載されていますとおり、子会社において不適切な会計処理に関わる疑義が判明したことから、2020年6月24日に調査を委嘱した特別調査委員会からの報告として、一部の財務報告に関して、不正あるいは不適切な会計処理がなされ、元取締役がこれに関与していたとの指摘を受けております。これに関し、元取締役の職務執行につき、かかる関与があったものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めますが、当該内部統制システムの運用については、適正であるとは認められません。なお、財務報告に係る内部統制システムについても、開示すべき重要な不備があり適正であるとは認められません。

監査役会としては、当社において既に事実の原因究明がなされ、今後、経営体制を刷新し、ガバナンス体制の再構築および内部統制システムの不備是正等による再発防止策を実施していくことを確認しておりますが、今後の再発防止策の実施状況およびこれに基づく改善状況について引き続き監視、検証してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年10月12日

サクサホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	江 藤	進 ㊟
監 査 役	梅 津	光 男 ㊟
社外監査役	飯 森	賢 二 ㊟
社外監査役	清 水	建 成 ㊟

以 上

